

面接の時、知っておいて得をすること

退職勧奨とは？

公務員は定年制がないため任意の退職を促す退職勧奨がこれまで行われてきた。

自発的退職を求める行為。（高齢者、労働能力の衰えた者）

退職勧奨は被解雇者の任意の意思形成を妨げ、あるいは、名誉感情を害するごとき言動が許されないことは言うまでもなく、そのような勧奨行為は違法な権利侵害として、不法行為を構成する場合があることは当然である。

労働基準法 20条 解雇预告 通告は30日前に行う。

19条 解雇禁止 即時解雇は出来ない。

退職と辞職について

退職とは労働基準法89条1項3号 退職に関する事項

22条 使用証明

23条 金品の返還

（辞職を意味するものとして用いる）

辞職とは民法の規制に従う。（労働者の意思表示）第4章法律行為 第二節

1、労働者の退職申し入れ後2週間の経過によって終了（民法627条1項）

2、退職の意思表示が心裡保留、錯誤にあたる場合は無効（民法93条、民法95条）

（民法93条心裡保留：心の動き方）（民法95条錯誤：間違い）

3、詐欺、脅迫に基づく場合は取り消しあう。（民法96条：退職を迫った場合脅迫）

（脅迫の結果、完全に意思の自由を失った者の意思表示は当然無効である。）

（旭光学事件、東京地判 s 42年、12月20日 労民集18, 6）

日本国憲法

第25条「生存権：国の生存権保障義務」

すべての国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

第27条「勤労の権利、義務、勤労条件の基準、児童酷使の禁止」

すべての国民は、勤労の権利を有し、義務を負う。

解雇4条件

1. 企業の維持存続が危殆に瀕する程度に差し迫った経営上の必要性があること。

2. 解雇以外のより苦痛の少ない方策によって余剰労働力を吸収する努力したこと。

（解雇回避努力義務）

3. 整理基準の客観的合理性と人選の仕方の妥当性。

4. 労働組合、労働者の納得が得られるよう誠意をもって協議説得すること。